

漁業法第31条に基づく「くろまぐろ（小型魚）」の採捕の数量の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和7年1月30日

富山県知事 新田 八朗



- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ 30キログラム未満の小型魚
- 2 管理期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 3 対象となる採捕の種類、海域及び期間
定置漁業
新湊漁業協同組合の地先水面
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 4 割当量に対する採捕の数量の割合
72パーセント（A/B）
採捕の数量 23.33トン（A）
採捕の種類別及び海域の割当量 32.54トン（B）